三川鉱鉱長室事件公判

満足な会社補償なし

谷端前書記次長が証言　会社の無責任を告発

三川鉱鉱長室事件控訴の第三回公判は、八月十九日福岡高裁で開廷。この日谷端前書記次長が、証言台に立った。過去十二年間にわたる遺族・患者の苦しみを、具体的事実をつきつけながら鋭く告発したが、三井鉱山の災害責任はいっそうゆるぎない事実となった。

患者について

弁護士　CO中毒症とは、どんな病気なのですか。

谷端　患者は皆、中枢神経を冒されています。肺呼吸で吸いこまれたCOが、血液中のヘモグロビンと結合して中毒を起しますが、その量の度合によって、症状も違っています。

CO患者は八百三十九名いますが、そのうち重い人で、すでに死亡した宮島重信さんは医師の診断では、脳細胞は死んでしまっていてただ息をしているだけ。食事もできないのです。

弁護士　食事もできない、といいますと。

谷端　ノドを切開して穴をあけ、家族が鼻から管を通して流動食を胃のなかに流しこんで食事を摂らせてきました。

十年間寝たきりですので、からだ――特に背中から尻にかけて腐ってきて、ついには骨が見えるまでになりました。

裁判長　何歳で災害にあわれたのですか。

谷端　二十三歳でした。同じ熊本大学付属病院に受川孝さんがいますが、この人も重症で、医師の診断では乳呑み児くらいだとのことです。

つき添っている人が母親だということは、わかっているようで、母親の手でなければ、食事といっても口を開けず困らせています。

あるとき母親が盲腸の手術を受けましたが、ほかの人では口を閉じて食事をとりませんので、とうとう一日だけ、全然食事を摂りませんでした。そのため母親は、あくる日にはもう切開した傷の部分の痛みをおさえながら、息子のもとへ食事をさせに、かつがれてこなければなりませんでした。母親は、「私がもしも死んだら、孝はどうなるだろう」、と泣いておりました。

受川さんも十二年間寝たきりで手足の関節が硬直してしまっていまして、骨ももろく、ちょっとしたことで骨折する状態です。

熊大病院に入院している西田さんも重症患者で、すでに六十一歳を過ぎた人ですが、精神・神経症状はゼロで、ものごとに反応することがまったくございません。

子どもの人や奥さんが見舞っても、本人にはそれらの人がだれなのかわからんのです。

九大付属病院に入院している清水さんは、見舞う人が自分の家族であるかどうかわからないのに、音にはひじょうに敏感で、自分の妻の顔は忘れていても、その声で妻だと判断することができます。ですから音楽を聞くと、すぐハーモニカでメロディを吹いたりします。音感細胞だけは助かっているが、ほかの神経細胞がまったくだめになっている、と医師はいってくれます。

弁護士　軽い症状の人は。

谷端　昭和四十三年に「症状が固定した」として労災補償を打ち切られた患者のなかに浦田譲二さんがいます。万田作業所で作業していますが、この人はよく全身が突然硬直してはところを選ばず倒れます。週に二～三回だと思いますが、あるときは子どもといっしょに風呂に出かけ、その風呂場で倒れて大変な騒ぎをひき起こしたことがあります。汽車のなかや便所のなか、それがいつやってくるかわからないのです。

裁判長　全身硬直は、どのくらいの時間ですか。

谷端　三分程度で、あと自然によくなります。

そのほか九大病院に三上さんと首藤さんがいますが、二人とも同じくらいの年令で、また医師の診断では、これも同じように三歳児くらいまでに知能が低下しているということです。

また中山岩男さんという患者がいますが、この人はあるとき入れ歯をどこかに忘れたといいだして大騒ぎを起こしました。ところがそのうち、ノド元が腫れてきましたので医師に見てもらったところ、どこかに忘れたはずの入れ歯がノドにひっかかっていたのでした。

遺族について

弁護士　三池大災害のため遺族となった人びとの生活は。

谷端　社宅のなかでは「ここは遺族のうちだ」とすぐわかるといわれます。玄関の戸を開けると、なんとなく暗く、あるときは遺族の人が仕事から帰ってきたまま、ぐったり疲れて玄関に腰かけていたりする姿を見るからです。

今遺族は集中してアソニットと縫製工場に六十名ほど働いていますが、その人たちの病気の実態を四十八年の十月調査いたしましたが、遺族が治療に通っている病院延数が、百二十七件でした。つまり、一人の遺族が二つか三つの病院に通っていたわけです。そんなからだで、遺族たちは生活を維持してゆくためには、休もうにも休めない状態でいることがわかりました。

（中略）

弁護士　遺族は、誘致工場の労働条件の改善要求などやっていますね。

谷端　災害直後、遺族たちが栗木三井鉱山社長に会ったとき栗木社長は「大変でした。これからは最大限補償していきます」、ということでした。が、誘致工場は年ごとに労働条件が悪くなってゆきまして、しぜん遺族の怒りがもり上がり、労働条件の改善や、会社補償など要求してきました。

遺族の人たちや患者の人たち、なかには浦田さんもいましたが、実際に会社幹部にみんなの苦しみを知ってもらおうと、東京に出かけたことがありますが、そのとき浦田さんは実際に三井鉱山の本社で倒れてしまいました。その姿を見ていながら「時間がきたから」といって、会社幹部は帰ってしまう状態でした。

四十九年に労災法が改正され、これまでの、長期給付患者に対する労災補償が六〇％（給料の）から八〇％になりますと、これまで二〇％だけ補償していた会社は、ただちに「八〇％になったから」と、会社補償を減らすといい出すありさまで、今暫定的ということで、一〇％だけ補償しています。

これでわかりますように、会社は決して、遺族や患者に対して満足のゆく補償はしておりません。

弁護士　〈裁判長に向かって〉これで終ります。

裁判長　検察官は。

検察官　ありません。

――以上で閉廷

九大CO守る会の久保田浩平さんから公判傍聴記を頂いております。次号へ掲載させて頂きます。ありがとうございました。

公判に思うこと

万田作業所KM生

谷端様の証言を聞いて、裁判長はどうだろうか、と裁判長の顔ばかり凝視する。心なしか、前回までの裁判長とは違う見たいだ。今日は、証言を聞きもらしのない様に聞いておられる様子に見える。

その裁判長の態度から見ても、谷端証言の重大さが、ひしひしと肌に感じられてくる。

裁判長も人間だ、と私は思いたい。同じ人間として、私が感じたままに、裁判長にも感じてもらいたいと思う。

結審まで、私は一生懸命行動面でがんばらなければ、と決心しながら帰路についた。

万田作業所万田生

今日は、谷端前書記次長の証言であったが、会社に対する怒りをこめての証言は堂々と一時間三十分余もつづいた。

それは心のさけびだった。

日本の歴史は、長い間国家権力と資本奉仕の法律の下にしばられてきた。

私たちは法がなんであるかを学問的には知らないが、法は正しい者の味方であってほしく思う。今こそ、真実の声を聞く裁判長の良心がほしい。

万田作業所M生

災害で傷めつけられながらも、患者として生き残ったのもツカの間、今度は法によって裁かれる。

一審では、沖さんは有罪判決。高裁では絶対に勝たねば……。今のくり返しでは、日本に真の法があるのかが疑われる。

私たちの住む所を、アメリカの西部劇のテレビのように、強者のみが自由に生きられる無法な町にしてはなりません。

真の被告である三井をこそ被告席に座らせ、私たち被災者こそが三井の災害責任を追及しなければならないと思う。

片桐さんから便り

みいけ編集部へ、今兵庫県西宮市今津久寿川町九―六、白梅荘にお住まいの遺族＝片桐さんから、次のお便りをいただきました。

×

先日はお多忙の所みいけをお送り下さいまして、誠に有難うございました。

自分のことを書かれた記事を読んでいると、三十年前からのことが次々に想い出されてなりませんでした。皆さんの暖い御支援を受けながら頑張って来られた自分がつくづくしあわせだナ……と感謝しております。娘たちも読みながら泣いていました。

溝口さんや大阪の西川さん、福岡の大津さんたちからもお電話頂き、元気が出ました。ありがとうございました。

裁判について

永江さんの手記から

この裁判について、遺族会役員の永江さんが貴重な手記を寄せてくださいました。永江さんは、次のように述べています。

「昭和四十六年七月一日、労災補償を打ち切られた患者に対する七級認定を要求するたたかいのなかで、私たち犠牲者の遺族とCO患者の家族が、「自分たちの苦しみを聞いてほしい」と、山元の責任者の三川鉱長に、直接面会を求めたのに対して、鉱側がつきつけてきたこたえが建造物浸入という暴力事件のデッチ上げと、沖三川指導部長（当時のCO分会の分会長）の告訴でした。当時、三川鉱の柵内に入ることを阻止された私共が、同鉱の正門前で抗議の座り込みをしてたたかっているさなかのできごとでした。

患者の後を追い、正門をくぐって鉱長室に走って見ますと、床の上に沖さんは座りこんでいました。

私はとっさに、具合いが悪くなったのだと思い、私は職制に「あんたたちは患者に何をしたか」、と抗議したくらいです。

ふと見たら鉱長室は、八番線の太い針金を二重にめぐらして、あたかも精神病院のような異常さでした。「私たち被災者に向かって何をするのか」、と精いっぱい抗議したのでした。

大量の労働者を殺害し、加害者三井はその被災者に誠意の一片も示すことなく、かえって罪人に仕立てあげたのです」

永江さんはその手記をじめくくるにあたって、「この公判で、一時間にわたった谷端証言は十二年間の苦しみにふれ、いつも空々しい態度の裁判長も良くきいてくれた」事実にひきつづき、今年三月一日に完全勝訴した上村裁判にひきつづき、三川鉱鉱長室事件控訴審も勝利し、三井鉱山に謝罪させるために闘いを強めることを、誓っておられます。

やがて中央交渉へ

遺族・CO諸要求の闘い

昭和三十八年十一月九日の三川鉱炭じん爆発と、昭和四十二年九月二十八日の三川鉱坑内火災で数多くの労働者が殺され、CO中毒で倒れ、いまもなお悩み、苦しんでいます。

三池労組は、三川鉱炭じん爆発後十二年間「労働者は命までも売っていない」との基調をふまえ、遺族・CO闘争を闘い、一定の成果をあげてきましたが、必ずしも満足するものばかりでなく、幾多の未解決の問題を抱えています。

昨年の十二月に提出された遺族・CO被災者諸要求をふまえ、九月十九日より中央交渉が開かれますが、三井鉱山は七五春闘での低額回答（一万五六五円）、首脳人事異動、さらにCO裁判が立証段階を迎える等、かなり厳しい態度をみせています。

情勢の厳しさをハネ返す意志統一を深め、闘う体制と決意を新たにし頑張りましょう。

ある対話

縫製工場の片隅で耳にしたこと

これは、三池縫製工場の職場の片隅で耳にした、三池大災害遺族（三池労組関係）と、三池新労組関係）の対話。

×

○…今年が十三回忌。十万円要求と思っとったら、二十万円じゃったね。知らんやった。

▼…二十万円、取れるやろか。取れるなら、こげん欲しいものはなかが。

○…金は欲しかバッテン相手のいることだし、気安くは出さんやろ。

▼…出さん以上、がんばってたたかわんなら。ということはわかっているバッテン、また座り込みなどあればな――。

○…毎日毎日会社に出て働いてやっと生活しているのに、休んでまで座り込みとはね。この物価高に、要求するとは十万円より二十万円がよかろバッテン、さっとは会社も出さんやろ。

▼…そしたら、やっぱりたたかうことになるやろが。新労のあんたたち遺族の人たちは何もせんといて、私たち三池労組の遺族の取ったしこもらわるるけん、なんとでもいわれるバッテン。

○…今度は、要求の二十万円に近こうなるごつ、あんたたち三池労組の人たちのごつ、がんばっていこうと思うとるとたい。

×

この問題はアソニットの職場でも真剣に語り合っていて、班長クラスの人も一般の人も、今年は十三回忌の年でもあり、ぜひ一つにまとまってがんばらねば……、との気組みが広がっている。

三池新労組関係の遺族の間にも「今年は絶対にひきさがらぬ」という人もいるという。

「三池新労組関係の遺族の人たちは、会社幹部の言動に、ものすごい怒りをもっている。会社幹部は、遺族の人たちに、『三池新労組の人たちは、会社の言うことを聞かない人たちだ』、と言いふらしている。会社幹部は、三池新労組の人たちを、会社の言うことを聞かない人たちだ